



議案第四号

下畑地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年一月二十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一	事業の名称及び工事名	ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）
二	施行場所	下畑地区ほ場整備工事
三	工事の概要	三朝町大字下畑地内 ほ場整備 六・〇ヘクタール
四	事業費	六六、六六〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工期	昭和六十一年度から二箇年間